

社会福祉法人清須市社会福祉協議会福祉車両「ハンディキャブ」貸出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人清須市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の所有する福祉車両（以下「ハンディキャブ」という。）の貸出について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 清須市内に在住する車椅子利用者並びに同様な状態にある者に対し、体力の維持向上や、社会的見聞を広めるとともに、他の人たちと交流することにより日常生活の便宜を図り、社会の増進に資することを目的とする。

(利用者の範囲)

第3条 利用者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 車椅子を必要とする者が、社会参加、通院、旅行、集会等へ出かける場合
- (2) その他会長が必要を認める場合

(利用の手続き)

第4条 「ハンディキャブ」を利用しようとする者は、事前に福祉車両利用申請・報告書(様式第1)(以下「申請・報告書」という。)を提出し、許可を受けなければならない。

2 「ハンディキャブ」を運転しようとする者は、運転免許証を提示しなければならない。

(貸出及び返却)

第5条 「ハンディキャブ」の貸出期間は、1回につき原則として7日以内とする。ただし、会長が特に認めた場合は、この限りではない。

2 「ハンディキャブ」の貸出及び返却の手続きは、月曜日から日曜日の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、祝日、12月28日から1月3日及び本会の臨時の休業日は取り扱わない。

(費用負担)

第6条 「ハンディキャブ」の利用は無料とする。ただし、次に該当する費用は申請者の負担とする。

2 燃料費・通行料・駐車料その他の費用。ただし、燃料費については、申請・報告書の表示により精算するものとする。

(災害補償)

第7条 貸出中に発生した事故等に対する補償は、「ハンディキャブ」に加入している保険の範囲とし、保険の対象とならない損害補償等一切の責任は、すべて利用者が負担するものとする。

2 貸出中に発生した事故に対する示談交渉は、利用者が一切責任をもって行うものとする。

(利用者の責務)

第8条 利用者は、交通安全を旨とし、最善の注意をもって管理するものとし、他人に転貸あるいは他の目的に使用してはならない。

2 利用者は、運行中事故、故障等が発生したときには、速やかに本会へ連絡し、帰着次第その事実を本会会長に報告しなければならない。

(利用報告)

第9条 申請者は、申請・報告書に必要な事項を記入し、返却と同時に提出しなければならない。

(車両の清掃)

第10条 「ハンディキャブ」を利用した者は、清掃をして返却しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱の施行により、平成17年7月7日施行の社会福祉法人清須市社会福祉協議会福祉車輛「ハンディキャブ」貸出事業実施要綱は廃止する。